

## 償却資産に係るわがまち特例一覧（金沢市）令和7年度

項目	特例率	取得時期	適用期間	根拠法令	対象資産			
家庭的保育事業	1/2	—	期限なし	地方税法第349条の3第27項 金沢市税賦課徴収条例第43条の5の2第1項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産			
居宅訪問型保育事業	1/2	—	期限なし	地方税法第349条の3第28項 金沢市税賦課徴収条例第43条の5の2第2項	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産			
事業所内保育事業	1/2	—	期限なし	地方税法第349条の3第29項 金沢市税賦課徴収条例第43条の5の2第3項	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する償却資産			
汚水又は廃液処理施設	1/2	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 （令和六年法律第四十一号）の施行の日 ～ R8.3.31	期限なし	地方税法附則第15条第2項第1号 金沢市税賦課徴収条例附則第9条の2第1項	水質汚濁防止法に基づき設置した特定施設等における沈澱または浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置等			
下水道除害施設	4/5	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 （令和六年法律第四十一号）の施行の日 ～ R8.3.31	期限なし	地方税法附則第15条第2項第5号 金沢市税賦課徴収条例附則第9条の2第2項	公共下水道施設の機能を妨げる等のおそれがある下水を排出する者が、障害を除去するために設置した施設における沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等			
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等	3/5	R5.4.1 ～ R8.3.31	5年間	地方税法附則第15条第14項 金沢市税賦課徴収条例附則第9条の2第3項	都市再生緊急整備地域において、認定事業により取得した道路、公園、広場等の公共施設並びに都市の居住者の利便の向上に資するものであることにつきを受けた緑化施設又は通路等			
再生可能エネルギー	太陽光発電設備 （補助対象設備）	1,000Kw	未満	2/3	R6.4.1 ～ R8.3.31	3年間	地方税法附則第15条第25項第1号～第4号 金沢市税賦課徴収条例附則第9条の2第4項～第7項	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第3項第6号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備
			以上	3/4				
	風力発電設備	20Kw	未満	3/4				
			以上	2/3				
	水力発電設備	5,000Kw	未満	1/2				
			以上	3/4				
	地熱発電設備	1,000Kw	未満	2/3				
以上			1/2					
バイオマス発電設備	10,000Kw未満 10,000Kw以上 20,000Kw未満	10,000Kw未満	1/2					
		10,000Kw以上 20,000Kw未満	2/3					
バイオマス発電設備 （木竹に由来するまたは農産物の収穫に伴って生ずるもの）	10,000Kw以上 20,000Kw未満	6/7						
浸水防水用設備	2/3	H29.4.1 ～ R8.3.31	5年間	地方税法附則第15条第28項 金沢市税賦課徴収条例附則第9条の2第8項	水防法に規定する地下街等の所有者または管理者が取得した浸水防止用の設備（防水板、防水扉、排水ポンプおよび換気口浸水防止機）			